

別紙 10 脚本制作委託契約書

中華人民共和国法人●●●●有限公司（以下、「甲」という。）と日本国法人●●●●株式会社（以下、「乙」という。）は、脚本制作について、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対し、甲が製作する次のアニメーション映画（以下、「本映画」という。）の脚本（以下、「本脚本」という。）の執筆を依頼し、乙はこれを承諾した。

タイトル：●●●●

脚本：乙

監督：●●●●

製作年：●年（予定）

作品尺：120分（予定）

第2条（脚本の納品・検査期限）

- 乙は甲に対して、本脚本について、それぞれ以下のとおり納品するものとし、甲は、各納品物について、それぞれ以下の期限までに検査を行い、かつ、合理的な範囲で修正を求めることができるものとする。甲が当該期限までに検査結果を通知しない場合、当該成果物は、検査に合格したものとみなす。

(1) プロット

納品期限：●年●月●日 検査期限：●年●月●日

(2) 準備稿

納品期限：●年●月●日 検査期限：●年●月●日

(3) 決定稿

納品期限：●年●月●日 検査期限：●年●月●日

- 甲は、前項に規定する検査においては、合理的理由なく不合格とすることができず、また、準備稿についての検査においては、プロットの検査の際に修正を求めることができた事項に基づいて、決定稿についての検査においては、準備稿又はプロットの検査の際に修正を求めることができた事項に基づいて、不合格とすることができないものとする。

第3条（脚本料等）

-
1. 甲が乙に対して支払う、取材・拘束料並びに本脚本執筆及び使用の対価は、●円（税抜）とし、次項の通り4回に分割して支払うものとする。甲は、乙への支払時に中国税務機関に納付する税金を負担するものとする。
 2. 乙は、契約締結から●日以内、及び、甲への各納品とともに請求書を発行し、甲は乙からの請求に基づき、納品日から●日以内（銀行休業日の場合は、その翌日。）に乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。なお、振り込みにかかる手数料は甲の負担とする。
 - (1) 契約締結から●日以内：●円（税抜）
 - (2) プロット納品時：●円（税抜）
 - (3) 準備稿納品時：●円（税抜）
 - (4) 決定稿納品時：●円（税抜）

乙の指定銀行口座

銀行名：●●●●銀行

SWIFTコード：●●●●

支店名：●●●●支店

口座番号：●●●●

口座名義人：●●●●

3. 前項に規定する各支払いが遅延した場合、乙は甲に対して、年●%の割合による遅延損害金を遅延日数分請求し、及び／又は、作業を中断することができる。この場合において、前条に規定される各期限は、支払いの遅延日数に応じて延長されるものとする。本規定は、甲による本条第2項の違反を理由とする、乙の第7条第2項に基づく通知催告、解除等を妨げない。

第4条（利用許諾）

1. 本脚本の著作権は乙が有するものとし、甲は、乙に対して前条に規定される対価を全額支払うことにより、中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。）において、本脚本を利用して、本映画の中国語（簡体字）版を製作し、本映画を劇場公開に利用（本映画のフィルム複製・頒布、劇場上映及び当該利用に附随する宣伝を含む。）することができる。本映画の利用期間は、甲乙間で別途の規定がない限り、その二次利用も含めて、●年●月●日から●年●月●日までとする。
2. 前項に規定された本映画の製作以外における本脚本の利用、及び本映画の二次利用については、甲乙間で協議の上、別途、締結される契約書の規定によるものとする。

第5条（著作者人格権）

1. 甲は、本脚本を利用して製作した本映画のクレジットタイトルに、脚本家として乙の氏名を表示するものとする。また、甲は、本脚本の本映画への翻案に際して、乙の名誉又は声望を害さないように配慮し、やむを得ないと認められる翻案の範囲を超越すると思われる場合には、乙の許諾を得るものとする。
2. 乙は、本脚本の本映画への利用について、本契約に基づき制作された本脚本の中国語版及び本映画の内容について、いつでも、本脚本の翻案がやむを得ないと認められる範囲を超越していないかを確認することができ、本脚本の翻案がやむを得ないと認められる範囲を超越している場合には、甲に対し意見を述べることができる。甲は、乙の当該意見を尊重しなければならない。

第6条（交通費等）

甲は、取材出張、その他、乙に本脚本執筆及び本映画又は本映画に付随する事業のために旅行を依頼する場合は、次の各号に掲げる交通費、宿泊料、食費等の全ての実費を負担するものとするものとする。

1. 乙の中国と日本との間の国際フライト往復航空券（エコノミークラス）及び現地交通費
2. 乙の宿泊ホテル（四つ星以上のホテル、朝食を含む。）費用
3. 乙の食費
4. 通訳費用
5. 旅行保険
6. その他、本脚本執筆のために現地で要した費用

第7条（契約違反）

1. 甲は、乙が、本契約のいずれかの条項に違反した場合には、相手方に対し、通知催告の上、乙が催告受領後●日以内に是正しない場合には、本契約を解除することができる。この場合、甲は、相手方の違約によって生じた損害の賠償を請求することができる。
2. 乙は、甲が、本契約のいずれかの条項に違反した場合には、相手方に対し、通知催告の上、甲が催告受領後●日以内に是正しない場合には、本契約を解除することができる。この場合、乙は、第3条の規定に基づき受領した対価を返還する必要はなく、相手方の違約によって生じた損害の賠償を請求することができる。

第8条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払い義務を除く。）の履行不能又は履行の遅延については、違約責任は

負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行の遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとするものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第9条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、日本国の法律を適用する。

第10条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

第11条（紛争解決）

この契約に規定する解釈につき疑義が生じた場合、又はこの契約に規定する以外の事情が生じた場合は、甲及び乙は協議の上、誠意をもってこれを解決するものとする。協議により解決できなかった場合には、被告所在地において管轄権を有する裁判所に訴訟を提出し、解決を図るものとする。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各1通ずつを保有する。

甲：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

[中文]

中华人民共和国法人●●●●有限公司(以下称“甲方”)与日本国法人●●●●株式会社(以下称“乙方”),就剧本制作之相关事宜,按照如下条款签订本合同(以下称“本合同”)。

第1条(目的)

甲方委托乙方撰写甲方制作的下述动画电影(以下称“本电影”)的剧本(以下称“本剧本”),乙方接受该委托。

片名: ●●●●

剧本: 乙方

导演: ●●●●

制作年份: ●年(预定)

作品时长: 120分(预定)

第2条(剧本的交付与验收期限)

1. 乙方就本剧本,应按下述各项规定向甲方进行交付,甲方应在下述各项期限内对各项交付物进行验收,并有权要求乙方在合理范围内进行修改。甲方未在该等期限内通知验收结果的,视为该等成果物的验收合格。

(1) 情节梗概

交付期限: ●年●月●日 验收期限: ●年●月●日

(2) 准备稿

交付期限: ●年●月●日 验收期限: ●年●月●日

(3) 确定稿

交付期限: ●年●月●日 验收期限: ●年●月●日

2. 甲方按照前款规定进行验收时,未有合理理由不得作出不合格判定;另外,针对准备稿的验收,不得基于验收情节梗概之时已要求过的修改事项作出不合格判定;针对确定稿的验收,不得基于验收准备稿或情节梗概之时已要求过的修改事项作出不合格判定。

第3条(剧本费用)

1. 甲方向乙方支付的资料收集费用或工作小时费、以及撰写与使用本剧本的对价为●日元(不含税),应按下款的规定分4次进行支付。甲方向乙方付款时应承担中国税务机关征收的税金。

2. 乙方应在合同签订后●日内,于向甲方交付各项交付物的同时发出账单,甲方应根据乙方的付款请求,在交付日起●日内(遇银行休息日的,顺延至次日)向乙方指定的银行账户汇款,进行支付。另外,汇款所需手续费由甲方承担。

(1) 合同签订起●日以内:●日元(不含税)

(2) 提交情节梗概之时:●日元(不含税)

(3) 提交准备稿之时:●日元(不含税)

(4) 提交确定稿之时:●日元(不含税)

乙方指定银行账户:

银行名称:●●●●●银行

SWIFT 代码:●●●●●

分行名称:●●●●●分行

银行账号:●●●●●

账户名称:●●●●●

3. 前一款规定的各项付款迟延的,乙方有权以●%的年利率按支付迟延的天数要求甲方支付滞纳金,并且/或者中断业务。该等情况下,前一条规定的各项期限应按照支付迟延的天数相应顺延。本规定,不妨碍乙方以甲方违反本条第2款的规定为由,根据第7条第2款的规定进行催告通知、解除等。

第4条(使用许可)

1. 本剧本的著作权应归乙方所有,甲方向乙方全额支付前一条规定的对价后,有权在中华人民共和国(不含香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区)使用本剧本,制作本电影的中文(简体字)版,并将本电影在电影院进行公开使用(包括本电影胶片的复制、发行,在电影院上映以及对该等使用的附带宣传)。本电影的使用期限,甲乙双方未有特别约定的,包括对本电影的二次使用在内,均自●年●月●日开始至●年●月●日为止。

2. 除前一款规定的本电影的制作以外,就本剧本的使用,或对本电影的二次使用,应根据甲乙双方经协商后另行签订的合同执行。

第5条(著作人身权)

1. 甲方应在使用本剧本制作的本电影的演职人员名单中将乙方标记为编剧。此外,甲方将本剧本改编为本电影之时,应注意不得损害乙方的名誉或声望。甲方对本剧本的改编不得超出许可改编范围的,应取得乙方的同意。

-
2. 就将本剧本改编为本电影之使用、按照本合同制作的剧本的中文版，以及本电影的内容，乙方有权随时确认对本剧本的改编是否在不得已的情况下超出被授权范围。对本剧本的改编在不得已的情况下超出被授权范围的，乙方有权向甲方提出意见。甲方必须尊重乙方的该等意见。

第 6 条（交通费）

甲方委托乙方出差进行资料收集、或其他为本剧本撰写或本电影或本电影附随业务之目的而委托乙方出行的，由甲方承担下述各项规定的交通费、住宿费、餐费等全部实费：

1. 乙方在中国与日本之间的国际航班往返机票（经济舱）与当地交通费；
2. 乙方住宿酒店（不低于四星级，含早餐）的费用；
3. 乙方的餐费；
4. 翻译费用；
5. 出行保险；
6. 其他为创作本剧本在当地需要的费用。

第 7 条（违约）

1. 乙方违反本合同任一条款的，甲方均有权向乙方发出催告通知，乙方收到催告后的●日内未纠正的，甲方有权解除本合同。该等情况下，甲方有权要求乙方就其因乙方违约而遭受的损失进行赔偿。
2. 甲方违反本合同任一条款的，乙方均有权可向甲方发出催告通知，甲方收到催告后的●日内未纠正的，乙方有权解除本合同。该等情况下，乙方无须返还根据第 3 条规定已取得的对价，并有权要求甲方就其因甲方违约而遭受的损失进行赔偿。

第 8 条（不可抗力）

甲方或乙方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行以及其他无法预见，且其发生及结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务的（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由，陷入本合同义务之履行不能或迟延履行的，应立即将该等情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第 9 条（准据法）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议解决，适用日本国法律。

第 10 条（语言）

本合同用日文制作。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

第 11 条（争议解决）

对本合同的解释产生疑义的，或产生本合同规定以外之事项的，应由甲乙双方在协商的基础上，互负诚意予以解决。经协商无法解决的，应向被告所在地具有管辖权的法院提起诉讼，予以解决。

为证明本合同之订立，本合同分别制作日文合同与中文译本各 2 份，甲乙双方签字并盖章后，各执日文合同 1 份、中文译本 1 份。

甲方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：